社会福祉法人　山陽福祉会

特別養護老人ホーム　サンライフ山陽

指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程（ユニット型）

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人山陽福祉会が設置経営する特別養護老人ホームサンライフ山陽（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業所は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、要支援者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　この事業は、要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

３　この事業を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、提供するサービス及び機能訓練等の目標を設定し、計画的に行うこととする。

４　この事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　特別養護老人ホームサンライフ山陽

二　所在地　山口県山陽小野田市大字埴生 2156 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一　　施設長　　１名（常勤兼務）

事業の管理運営等に関すること
二　　事務長　　１名（常勤兼務）
管理者の補佐、事業の管理運営等に関すること
三　　医　師　　１名（非常勤兼務）
利用者の健康管理等に関すること
四　　生活相談員　　２名以上（常勤兼務、非常勤、非常勤兼務を含む）
利用者の生活相談業務等に関すること
五　　介護支援専門員　　２名以上（常勤兼務、非常勤、非常勤兼務を含む）
利用者のケアプラン等作成に関すること
六　　看護職員　　２名以上（常勤兼務、非常勤、非常勤兼務を含む）
利用者の看護、保健衛生等に関すること
七　　介護職員　　１５名以上（常勤兼務、非常勤、非常勤兼務を含む）
利用者の日常生活上の介護に関すること
八　　栄養士又は管理栄養士　　２名以上（常勤兼務、非常勤、非常勤兼務を含む）
給食の栄養管理に関すること
九　　事務職員　　３名以上（常勤兼務、非常勤、非常勤兼務を含む）
事務に関すること
十　　機能訓練指導員　　１名以上（常勤兼務、非常勤、非常勤兼務を含む）
利用者の機能回復訓練に関すること

（指定介護予防短期入所生活介護の利用定員）
第５条　指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は空床型とする。

（指定介護予防短期入所生活介護の内容）
第６条　介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。
一　生活指導（相談援助等）
二　機能訓練（日常動作訓練等）
三　介　　護（移動や排泄の介助、見守り等）
四　相当期間以上にわたり継続して入所する利用者に対する介護予防短期入所生活介護計画の作成
五　給　　食
六　健康チェック
七　入退所時の送迎
八　入浴及び清拭

（指定介護予防短期入所生活介護の利用料その他の費用の額）

第７条　指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。ただし、所得に応じて２割負担又は３割負担の場合がある。

２　滞在費

１日　２，００６円

減額対象者が入居する場合、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。又、居住費の額の変更時には、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、変更後の居住費の額及びその根拠を説明する。

３　食費

朝食　　４２０円
昼食　　５５０円
夕食　　４７５円

減額対象者が入居する場合、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。又、食費の額の変更時には、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、変更後の食費の額及びその根拠を説明する。

４　法定代理受領サービスに該当しない指定サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額との間に不合理な差額を設けてはならない。

５　その他の費用の額は、次のとおりとする。

一　送迎に要する費用

通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があった場合は、厚生労働大臣が別に定める場合を除き、次の費用を徴収する。

イ　事業所から１回につき　　１，０００円

二　理美容代　　実費

三　前各号に掲げるもののほか指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

６　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び利用日について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第８条　通常の送迎の実施地域は、山陽小野田市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条　サービスの利用日に利用者に対して健康チェックを行い、利用不適当と認めた場

合は、利用を拒否できる。
２　他の利用者に対し著しい迷惑行為があった場合は、利用を拒否することができる。

（緊急時における対応方法）
第 10 条　利用者について、緊急事態が発生した場合には、主治医又は協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）
第 11 条　非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待防止のための措置）
第 12 条　施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、「虐待防止のための指針」を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（秘密保持）
第 13 条　職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

（苦情解決）
第 14 条　事業所は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）
第 15 条　事業所は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故等が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第 16 条　その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とする。
一　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。
二　指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。
三　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な

管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人山陽福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則

1　この規程は、平成18年　4　月　1　日から施行する。

1　この規程は、平成20年　4　月　1　日から施行する。

1　この規程は、平成21年１１月　1　日から施行する。

1　この規程は、平成23年　8　月　1　日から施行する。

1　この規程は、平成23年１１月　1　日から施行する。

1　この規程は、平成24年　1　月　1　日から施行する。

1　この規程は、平成24年１１月　1　日から施行する。

1　この規程は、平成25年　４月　１日から施行する。

1　この規程は、平成26年　４月　１日から施行する。

1　この規程は、平成27年　４月　１日から施行する。

1　この規程は、平成28年　４月　１日から施行する。

1　この規程は、平成30年　４月　１日から施行する。

1　この規程は、平成31年　４月　１日から施行する。

1　この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

1　この規程は、令和元年１１月１日から施行する。

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

1　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

1　この規程は、令和３年７月１日から施行する。

1　この規程は、令和３年８月１日から施行する。

1　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

1　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

1　この規程は、令和５年１１月１日から施行する。

1　この規程は、令和６年４月１日から施行する。